第二条　宅地建物取引業法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（建物の構造耐力上主要な部分等） **第十五条の七**　法第三十四条の二第一項第四号の建物の構造耐力上主要な部分として国土交通省令で定めるものは、住宅の基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）で、当該住宅の自重若しくは積載荷重、積雪、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものとする。 2　法第三十四条の二第一項第四号の建物の雨水の浸入を防止する部分として国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　住宅の屋根若しくは外壁又はこれらの開口部に設ける戸、わくその他の建具 二　雨水を排除するため住宅に設ける排水管のうち、当該住宅の屋根若しくは外壁の内部又は屋内にある部分 （法第三十四条の二第一項第四号の国土交通省令で定める者等） **第十五条の八**　法第三十四条の二第一項第四号の国土交通省令で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 一　建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第一項に規定する建築士（以下「建築士」という。） 二　国土交通大臣が定める講習を修了した者 2　前項に規定する者は、建物状況調査を実施するときは、国土交通大臣が定める基準に従って行うものとする。 （媒介契約の書面の記載事項） **第十五条の九**　法第三十四条の二第一項第八号の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　依頼者が売買又は交換の媒介を依頼した宅地建物取引業者が探索した相手方以外の者と売買又は交換の契約を締結することができない旨の特約を含む専任媒介契約（次条及び第十五条の十一において「専属専任媒介契約」という。）にあつては、依頼者が当該相手方以外の者と売買又は交換の契約を締結したときの措置 ［三・四　略］ （指定流通機構への登録期間） **第十五条の十**　［略］ （指定流通機構への登録事項） **第十五条の十一**　［略］	［条を加える］
［条を加える］	（媒介契約の書面の記載事項） **第十五条の七**　法第三十四条の二第一項第七号の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一　［同上］ 二　依頼者が売買又は交換の媒介を依頼した宅地建物取引業者が探索した相手方以外の者と売買又は交換の契約を締結することができない旨の特約を含む専任媒介契約（次条及び第十五条の九において「専属専任媒介契約」という。）にあつては、依頼者が当該相手方以外の者と売買又は交換の契約を締結したときの措置 ［三・四　同上］ （指定流通機構への登録期間） **第十五条の八**　［同上］ （指定流通機構への登録事項） **第十五条の九**　［同上］